

諮問番号：平成23年諮問第2号 諮問日：平成23年 8月12日
答申番号：平成23年度答申第2号 答申日：平成23年 9月 2日
件 名：「議員秘書採用届」（特定議員に係るもの）の不開示に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「議員秘書採用届」（特定議員に係るもの）につき、その全部を不開示としたことは、妥当である。

第2 苦情申出人の主張の要旨

1 苦情申出の趣旨

本件苦情申出の趣旨は、参議院事務局の保有する事務局文書の開示に関する事務取扱規程（以下「規程」という。）第3条に基づく特定議員に係る「議員秘書採用届」（以下「本件対象文書」という。）の開示申出に対し、平成23年7月22日付参庶文発第15号により参議院事務局（以下「事務局」という。）が開示しないとしたことについてその取消しを求め、当該文書を開示すべきというものである。

2 苦情申出の理由

苦情申出人の主張する苦情申出の主たる理由は、苦情の申出書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

本件対象文書は、規程第3条ただし書に定める「開示につき法令又は参議院の決定（参議院における会派間の合意を含む。）に別段の定めがある事務局文書」には該当しない。

議員秘書の氏名等の情報の取扱いに関しては、各会派間の申合せがなされており、同申合せでは、各会派が公表する項目を「氏名、議員秘書の区分、議員秘書に係る議員の氏名、議員秘書が当該議員の三親等内の血族の場合における続柄、勤務地及び採用年月日」の6項目に、公表する場所を「参議院事務局が設ける閲覧場所」に限定している。

したがって、事務局が指摘するとおり、「採用届が開示されることにより上記6項目以外が開示されること」及び「同申合せが定める方法以外の方法によって議員秘書の氏名等の情報の開示がなされること」は、いずれも同申合せの許容するところではない可能性はある。

しかしながら、事務局は、平成23年7月22日付参庶文発第14号事務局文書開示通知書により一部開示が実施された秘書記章交付申請書において、同申合せにより公表される項目の一つである「氏名」を開示し、また、同申合せが許容しないとす6項目以外の情報を開示し、かつ同申合せが定める方法以外の方法によって開示した。よって、これらを理由に本件対象文書を不開示とすることは不当である。

仮に本件対象文書が、規程第3条ただし書に該当する可能性があるとしても、同申合せに含まれていない項目については開示すべきである。

同申合せは上記6項目について公表方法が定められているだけであり、上記参庶文発第14号事務局文書開示通知書で部分開示が別途実施され、また、同部分開示決定においては、規程第3条ただし書について論じていない。このことから、同申合せが議員秘書の氏名等の情報

の公表に関し優先的、排他的なものではないことは明らかであり、本件対象文書全部につき不開示とする根拠にはならない。

第3 参議院事務局の説明の要旨

1 本件対象文書

本件対象文書は、事務局庶務部議員課が保有する特定議員に係る議員秘書採用届である。議員秘書採用届は、国会議員の秘書の給与の支給等に関する規程（平成2年6月20日両院議長協議決定）第5条第3項が「国会議員は、議員秘書を採用したときは、採用の日から20日以内に、議員秘書の氏名、生年月日、本籍、住所及び採用の年月日並びに議員秘書についての法別表第一及び別表第二の適用の別を、その国会議員の属する議院の議長に届け出なければならない」と定めていることにより各議員から提出されているものである。この規定にいう「法」とは、国会議員の秘書の給与等に関する法律（平成2年6月27日法律第49号）を指す。

2 不開示理由の要旨

議員秘書（国会法（昭和22年4月30日法律第79号）第132条に規定する秘書をいう。以下同じ。）の氏名等の情報の取扱いに関しては、「議員秘書の氏名等の公表に係る各会派申合せ（以下「申合せ」という。）」がなされ、「申合せ」は議院運営委員会理事会（平成16年5月12日）において確認されている。「申合せ」では、各会派が公表する項目を「氏名、議員秘書の区分、議員秘書に係る議員の氏名、議員秘書が当該議員の三親等内の血族の場合における続柄、勤務地及び採用年月日」の6項目に、公表場所を「参議院事務局が設ける閲覧場所」に限定している。

よって、「採用届が開示されることにより上記6項目以外が開示されること」及び「申合せが定める方法以外の方法によって議員秘書の氏名等の情報の開示がなされること」は、いずれも「申合せ」の許容するところではない。

以上の理由から、本件対象文書については、規程第3条ただし書に定める「開示につき法令又は参議院の決定（参議院における会派間の合意を含む）に別段の定めがある事務局文書」に該当するため、不開示としたことは妥当であると判断する。

3 苦情申出人の主張に対する所見

本件対象文書については、過去に衆議院事務局に対しても同様に開示の申出があり、本院事務局と同様に「申合せ」の存在を理由にして全部不開示とした例がある。これについては、開示申出人から苦情の申出がなされたが、衆議院事務局情報公開苦情審査会において、全部不開示とした衆議院事務局の判断は妥当であるとの答申が出されているところである。「申合せ」の趣旨及び内容並びに議員秘書採用届の記載内容に、衆議院と参議院で相違はないことから、衆議院における結論と同じく、本件文書は不開示とすべきものとする。

また、仮に本件対象文書が規程第3条ただし書に定める事務局文書に該当しない場合、苦情申出人が部分開示すべきと主張している「申合せ」の6項目以外の項目について、事務局不開示情報該当性を判断することとなるが、これらは行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年5月14日法律第42号。以下「情報公開法」という。）第5条第1号に定める「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」に該当するとともに、同号イないしハのいずれにも該当せず、規程第4条第3号に規定する「情報公開法第5条に定める不開示情報に相当するもの」に該当することから、なお、不開示とすべきものとする。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり調査・審議を行った。

- ①平成23年 8月12日 諮問の受理
- ② 同月17日 事務局の職員（庶務部副部長議員課長事務取扱）からの説明の聴取及び調査（本件対象文書の見分を含む。）・審議
- ③ 9月 2日 調査・審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書

本件対象文書及び本件対象文書に記載されている情報は、前記「第3 参議院事務局の説明の要旨」の「1 本件対象文書」において説明されているとおりであり、事務局担当者記入欄を含めて全て議員秘書についての情報が記載されている。

2 「議員秘書の氏名等の公表に係る各会派申合せ」について

(1) 「申合せ」がされていることとその内容

議員秘書の氏名等の公表については「申合せ」がなされ、同申合せは平成16年5月12日の参議院議院運営委員会理事会で確認されている。

「申合せ」には、前記「第3 参議院事務局の説明の要旨」の「2 不開示理由の要旨」において説明されているとおり、議員秘書の情報全般について、その開示項目から開示方法、開示場所に至るまでが定められている。

また、「別に定める共通の様式」として、「氏名等の公表に係る議員秘書の現況」と題する様式（以下「現況届」という。）が定められており、議員秘書の氏名等の前記6項目を記入する欄が設けられている。

(2) 「申合せ」の性質

憲法第58条は議院の自律権を保障しており、同条第2項は「両議院は、各々その会議その他の手続及び内部の規律に関する規則を定め」ることができる」と規定し、議院の規則制定権を認めている。議院規則の効力は議院内部に限られるが、「会議その他の手続及び内部の規律に関する」限り、議員のみならず、議院内における国务大臣や、政府参考人、公述人・参考人・証人、傍聴人等をも拘束するとされている。

「申合せ」は憲法の保障する議院の自律権に由来するものであって、参議院議院運営委員会理事会の場で確認されていることから、同申合せが参議院及びその構成員たる参議院議員を拘束することは明らかである。実際に、各会派は、「申合せ」に基づいて現況届を事務局庶務部議員課内に設けられた閲覧場所で閲覧に供している。

事務局は参議院に附置された組織である（議院事務局法（昭和22年4月30日法律第83号）第1条）。また、事務局の権限ないし任務は、国会法第28条第1項が「事務総長は、議長の下に、議院の事務を統理し、公文に署名する。」とし、議院事務局法第2条が

「事務総長は、議長の監督の下に、局中一切の事務を統理し、所属職員を監督する。」と規定していることから、議長の指揮監督下にあると認められる。よって、事務局もまた当然に、「申合せ」に拘束される。

(3) 「申合せ」の位置付け（規程との関係）

「申合せ」が憲法の保障する議院の自律権に由来する一方で、規程はその決定権者が事務総長であり事務局内部の規定にすぎない。このことから、「申合せ」が規程に優先することは明らかである。そのため、およそ議員秘書に関する情報については全て、「申合せ」の効力が及ぶものと認められる。

3 規程3条ただし書の趣旨

規程第3条は、「事務局は、その保有する事務局文書の開示を求められた場合は、当該事務局文書の開示を求める者（以下「開示申出人」という。）に対し、当該事務局文書を開示するものとする。」として開示の原則を規定するとともに、同条ただし書において「開示につき法令又は参議院の決定（参議院における会派間の合意を含む。）に別段の定めがある事務局文書については、この限りでない。」として開示の例外を規定する。

規程は、参議院の議決によるものではなく、参議院事務総長が決定したものであり、事務局内部の規定である。開示を求められた事務局文書を開示するかどうかの判断は事務局が行い、その判断について議長の決裁を得ることはない（規程では、第16条において、規程に基づく事務局文書の開示の実施状況について、毎年一回議長に報告することを定めているだけである。）。

このような規程の性質から、規程第3条ただし書中の「法令又は参議院の決定（参議院における会派間の合意を含む。）」は規程に優先する定めを列挙したものであり、規程第3条ただし書は、そのような別段の定めのある事務局文書が参議院事務局の情報公開制度とは別の枠組みで公開されるべきであることを、確認的に規定した条文であると解される。

4 本件対象文書を不開示としたことの妥当性

前述のとおり、「申合せ」が規程に優先すること及び規程第3条ただし書の趣旨が規程に優先する定めを開示の例外とするものであることを併せ考えると、「申合せ」は規程第3条ただし書に定める「参議院の決定（参議院における会派間の合意を含む。）」に該当すると認められる。

また、本件対象文書には議員秘書の情報が掲載されており、前記「2 『議員秘書の氏名等の公表に係る各会派申合せ』について」で述べたとおり、「申合せ」はおよそ議員秘書に関する情報全てに関してその効力が及ぶことから、本件対象文書にも「申合せ」の効力は及ぶと認められる。

よって、本件対象文書は、規程第3条ただし書に定める事務局文書に該当する。

以上の理由から、本件対象文書につきその全部を不開示としたことは、妥当であると判断した。

(答申をした委員の氏名)

瀧上信光、鈴木庸夫、中島肇